その他の小売業用設備	八
ガソリン又は液化石油ガススタンド設備	八
その他の設備	一七
主として金属製のもの	八
その他のもの	
技術サービス業用設備（他の項に掲げるものを除く。）	八
計量証明業用設備	一四
その他の設備	
宿泊業用設備	一〇
飲食店業用設備	八
洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	一三
その他の生活関連サービス業用設備	六
娯楽業用設備	一一
映画館又は劇場用設備	七
遊園地用設備	一三
ボウリング場用設備	
その他の設備	一七
主として金属製のもの	八
その他のもの	
教育業（学校教育業を除く。）又は学習支援業用設備	五
教習用運転シミュレータ設備	一七
その他の設備	八
主として金属製のもの	
その他のもの	
自動車整備業用設備	一五
その他のサービス業用設備	一二
機械式駐車設備	一〇
その他の設備	一七
主として金属製のもの	八
その他のもの	
前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	一七
無形減価償却資産	
漁業権	一〇
ダム使用権	五五
水利権	二〇

特許権	八
実用新案権	五
意匠権	七
商標権	一〇
ソフトウエア	三
複写して販売するための原本	五
その他のもの	
育成者権	一〇
種苗法（平成十年法律第八十三号）第四条第二項に規定する品種	八
その他	
営業権	五
専用側線利用権	三〇
鉄道軌道連絡通行施設利用権	三〇
電気ガス供給施設利用権	一五
熱供給施設利用権	一五
水道施設利用権	一五
工業用水道施設利用権	一五
電気通信施設利用権	二〇
生物	
牛	
繁殖用（家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）に基づく種付証明書、授精証明書、体内受精卵移植証明書又は体外受精卵移植証明書のあるものに限る。）	六
役肉用牛	四
乳用牛	四
種付用（家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種おす牛に限る。）	四
その他用	六